新潟市秋葉区新津健康センター、新潟市新津育ちの森及び秋葉区児童館
指定管理者申請者評価会議開催要綱

（目的）

第１条　新潟市秋葉区新津健康センター、新潟市新津育ちの森及び秋葉区児童館の管理運営を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市秋葉区新津健康センター、新潟市新津育ちの森及び秋葉区児童館指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

（所掌事務）

第２条　評価会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

（１）候補者の募集のための業務仕様書、公の施設の目標、評価項目等に関する事項

（２）候補者の選定における申請内容に関する事項

（委員構成）

第３条　評価会議は、外部の有識者（学識経験者、地元有識者、公認会計士など）による委員をもって構成する。

２　会長は、委員の互選により決定する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（第２条第２号に係る評価会議）

第４条　第２条第２号に係る評価会議においては、申請者に対し事業計画等に関する説明を求めるものとする。

（第２条第２号の評価会議の評価方法）

第５条　評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に対して採点を行うものとする。

（会議の公開）

第６条　評価会議におけるプレゼンテーションは原則公開とする。ただし、申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。

２　評価会議における意見交換会は非公開とする。

（守秘義務）

第７条　委員は会議で知りえた情報等を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第８条　評価会議の庶務は、秋葉区健康福祉課において処理する。

（雑則）

第９条　その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年６月１６日から施行する。

（新潟市新津健康センター及び新潟市新津育ちの森指定管理者申請者評価会議開催要綱の廃止）

２　新潟市新津健康センター及び新潟市新津育ちの森指定管理者申請者評価会議開催要綱（令和３年７月１２日施行）は、廃止する。